



島根労働局発表
平成29年10月30日(月)

担 島根労働局労働基準部賃金室
賃金室長 小村 幸雄
賃金指導官 谷川 孝一
当 TEL 0852-31-1158

6業種の島根県特定最低賃金（産業別）が改定されます

ー対象となる3業種で前年度と同額の引上額となっていますー

島根労働局（局長 ^{あさの}浅野 ^{しげみつ}茂充）は、6業種の特定最低賃金（産業別）の改定手続を行い、下記のとおり最低賃金が改定されます。

金額決定後は、広報活動を通じて改定内容及び最低賃金制度について、広く県民に周知するとともに、事業主等に対して最低賃金の履行確保を図ります。

（※効力発生は、官報公示日以降となり、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」については、官報公示後に効力発生日が確定することとなります。）

特定最低賃金（産業別）	時間額	引上額 (前年度)	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	859円	23円 (23円)	2.75%	(発効年月日) 平成29年11月22日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	841円	21円 (22円)	2.56%	(予定日) 平成29年11月30日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	775円	19円 (21円)	2.51%	(発効年月日) 平成29年11月29日
自動車・同附属品製造業	833円	21円 (21円)	2.59%	(予定日) 平成29年12月10日
百貨店、総合スーパー	750円	2円 (19円)	0.27%	(発効年月日) 平成29年11月22日
自動車（新車）小売業	812円	22円 (22円)	2.78%	(発効年月日) 平成29年11月26日

(別紙)

島根労働局では、最低賃金制度及び最低賃金の改正内容について、確実な履行確保を図るため広く県民に周知するとともに、関係機関に対して最低賃金法の遵守を呼びかけます。

1 最低賃金制度

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

島根県特定最低賃金（産業別）は、例年、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成されるそれぞれの業種の島根地方最低賃金審議会専門部会において慎重に審議が行われ、改正決定されています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、以下のとおり「地域別最低賃金」と「特定最低賃金（産業別）」があります。

なお、労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高いものが適用されます。

(1) 地域別最低賃金（島根県最低賃金）

地域別最低賃金は、都道府県に1つ定められているもので、産業や職種に関わりなく、事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

(2) 特定最低賃金（産業別）

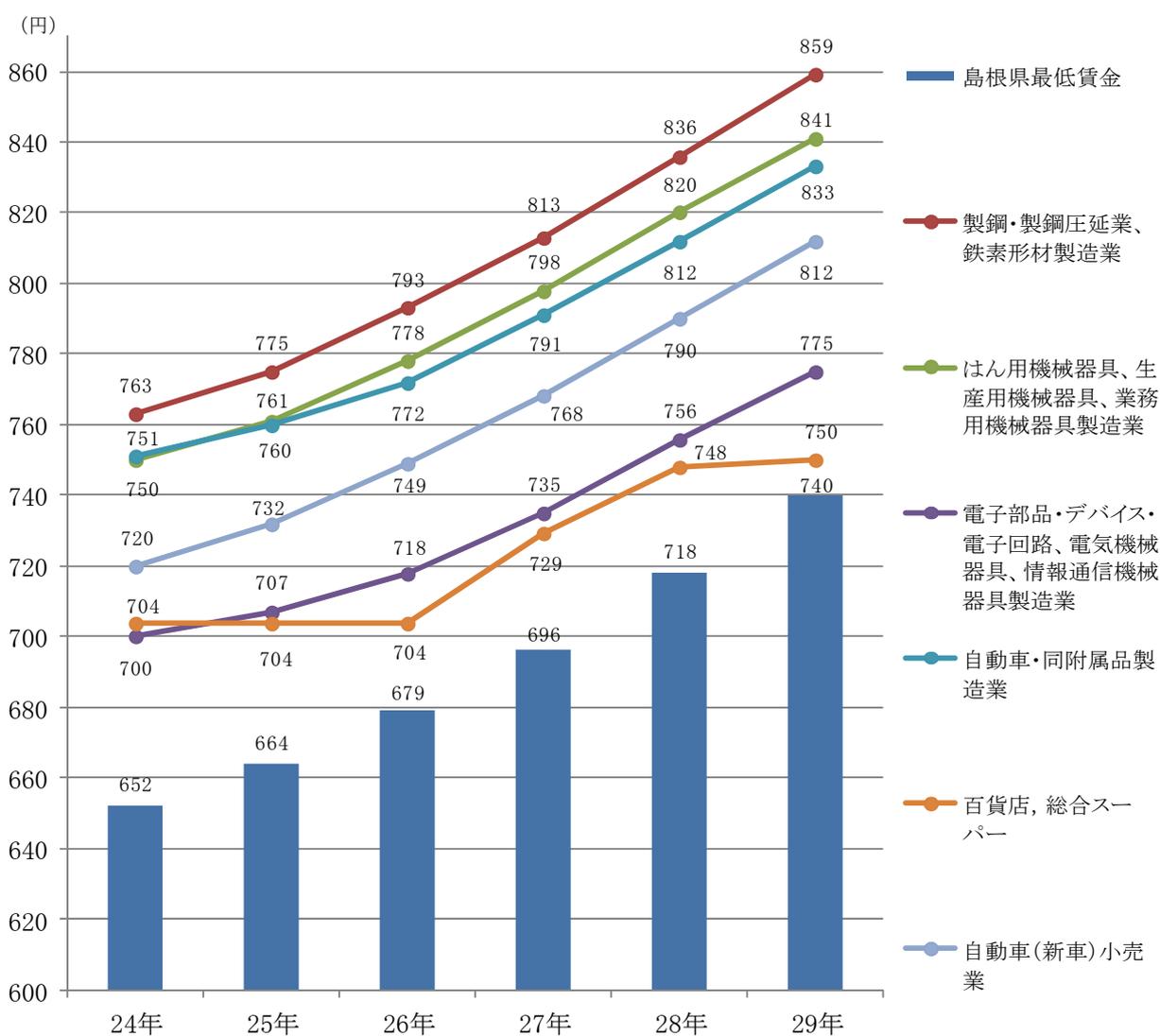
特定最低賃金（産業別）は、関係労使が地域別最低賃金より高い金額の特定最低賃金（産業別）を定めることが必要と認めた産業について、当該産業の基幹労働者とその使用者に適用されるもので、都道府県ごとに定められています。

島根県においては、以下の6業種の特定最低賃金（産業別）が定められています。

- ① 製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属部品製造業
- ⑤ 百貨店、総合スーパー
- ⑥ 自動車（新車）小売業

3 過去5年間の改定状況

	24年	25年	26年	27年	28年	29年
島根県最低賃金	652円	664円	679円	696円	718円	740円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	763円	775円	793円	813円	836円	859円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	750円	761円	778円	798円	820円	841円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	700円	707円	718円	735円	756円	775円
自動車・同附属品製造業	751円	760円	772円	791円	812円	833円
百貨店、総合スーパー	704円	704円	704円	729円	748円	750円
自動車（新車）小売業	720円	732円	749円	768円	790円	812円



4 特定最低賃金（産業別）適用対象者数

	事業所数	対象者数
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	16	2,617人
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	111	3,006人
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	75	6,659人
自動車・同附属品製造業	37	2,600人
百貨店、総合スーパー	16	2,768人
自動車（新車）小売業	166	2,128人

資料出所：総務省統計局「平成26年経済センサス基礎調査」

自動車（新車）小売業は、「平成24年島根労働局事業所調査」

※上記調査結果に島根労働局で調査した結果を反映

5 中小企業・小規模事業者への支援事業

(1) 専門家派遣・相談等支援事業

最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者を支援し、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図る事業として、島根県最低賃金総合相談支援センター（一般社団法人島根県経営者協会内）において、中小企業・小規模事業者の経営課題と労務管理の無料の相談と専門家派遣を行います。

(2) 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

(3) キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

(添付資料)

- 1 島根県の最低賃金
- 2 島根県の最低賃金経年表（時間額）
- 3 地域別最低賃金及び特定最低賃金（産業別）審議の流れ
 - ・ 最低賃金ワン・ストップ無料相談（リーフレット）
 - ・ 中小企業の生産性向上を支援します！（リーフレット）
 - ・ キャリアアップ助成金のご案内（リーフレット）

1 島根県の最低賃金

地域別最低賃金 効力発生日：平成29年10月1日

島根県最低賃金	時間額 740円	島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます
---------	----------	--------------------------------------

特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。なお、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」の特定最低賃金（産業別）は、官報公示後に効力発生日が確定します。

特定最低賃金（産業別） 件名	最低賃金額 時間額	効力発生日	特定最低賃金（産業別）の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
製鋼・製鋼圧延業、鉄素 形材製造業	859円	29.11.22	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 次の業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は整理の業務 ② 選別、検数、結束又は包装の業務 ③ 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④ 手作業による運搬の業務 ※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	841円	(予定日) 29.11.30	
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	775円	29.11.29	
自動車・同附属品製造業	833円	(予定日) 29.12.10	
百貨店、総合スーパー	750円	29.11.22	
自動車（新車）小売業	812円	29.11.26	

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

※ 詳しくは、島根労働局賃金室（Tel.0852-31-1158）又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

松江労働基準監督署

Tel.0852-31-1166

出雲労働基準監督署

Tel.0853-21-1240

浜田労働基準監督署

Tel.0855-22-1840

益田労働基準監督署

Tel.0856-22-2351

2 島根県の最低賃金経年表(時間額)

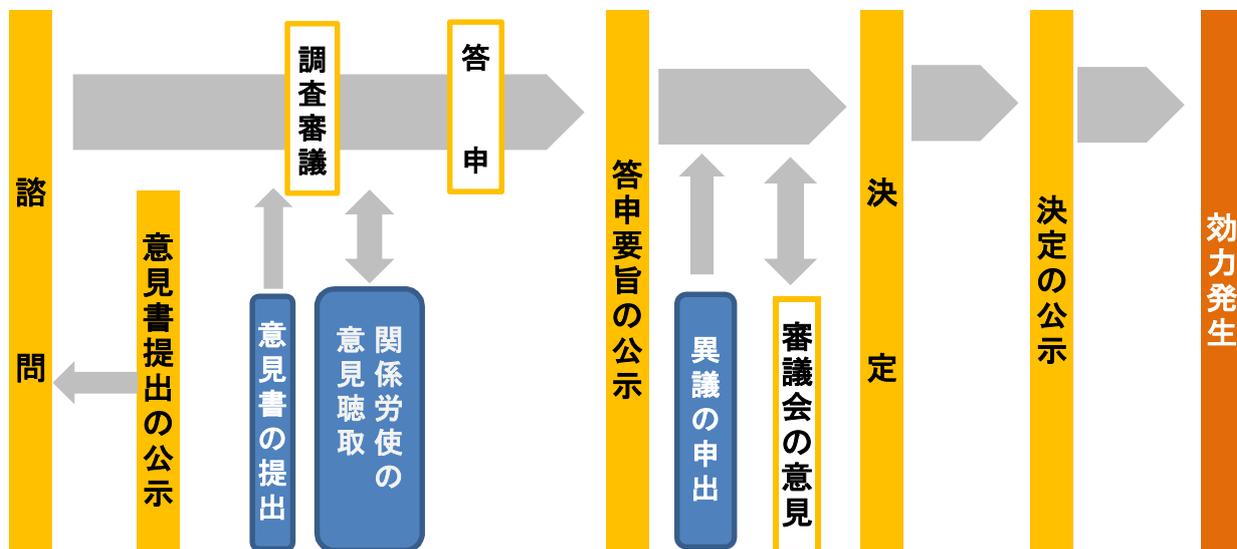
効力発生年	島根県最低賃金		製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鋼)		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(はん用機械等)		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械等)		自動車・同附属品製造業(輸送機械)		百貨店、総合スーパー(百貨店)		自動車(新車)小売業(自動車小売)	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
平成元年	451	18	—	—	—	—	454	—	—	—	—	—	—	—
2年	472	21	522	—	522	—	475	21	522	—	496	—	497	—
3年	496	24	547	25	547	25	500	25	548	26	521	25	522	25
			577	30	575	28			576	28	550	29	550	28
4年	516	20	603	26	600	25	529	29	602	26	574	24	574	24
5年	533	17	622	19	619	19	570	18	621	19	592	18	592	18
6年	546	13	638	16	635	16	585	15	637	16	609	17	611	19
7年	558	12	653	15	650	15	599	14	652	15	623	14	625	14
8年	570	12	667	14	664	14	613	14	666	14	637	14	640	15
9年	582	12	682	15	679	15	626	13	681	15	652	15	654	14
10年	592	10	695	13	692	13	638	12	694	13	664	12	666	12
11年	598	6	701	6	699	7	645	7	700	6	670	6	673	7
12年	603	5	707	6	705	6	650	5	706	6	675	5	678	5
13年	608	5	712	5	710	5	655	5	711	5	680	5	684	6
14年	609	1	714	2	712	2	655	0	713	2	682	2	686	2
15年	609	0	715	1	713	1	658	3	714	1	683	1	687	1
							660	2						
16年	610	1	717	2	714	1	662	2	715	1	684	1	688	1
17年	612	2	720	3	717	3	662	0	718	3	685	1	690	2
18年	614	2	724	4	720	3	665	3	722	4	687	2	692	2
19年	621	7	734	10	729	9	668	3	731	9	694	7	700	8
20年	629	8	744	10	736	7	677	9	738	7	700	6	705	5
21年	630	1	746	2	737	1	685	8	739	1	701	1	706	1
22年	642	12	753	7	741	4	688	3	743	4	704	3	706	0
23年	646	4	757	4	744	3	693	5	746	3	704	0	711	5
							696	3					714	3
24年	652	6	763	6	750	6	700	4	751	5	704	0	720	6
25年	664	12	775	12	761	11	707	7	760	9	704	0	732	12
26年	679	15	793	18	778	17	718	11	772	12	704	0	749	17
27年	696	17	813	20	798	20	735	17	791	19	729	25	768	19
28年	718	22	836	23	820	22	756	21	812	21	748	19	790	22
29年	740	22	859	23	841	21	775	19	833	21	750	2	812	22

(注) 1年間に2回金額改訂された最低賃金があります。

3 地域別最低賃金及び特定最低賃金(産業別)審議の流れ

- 地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

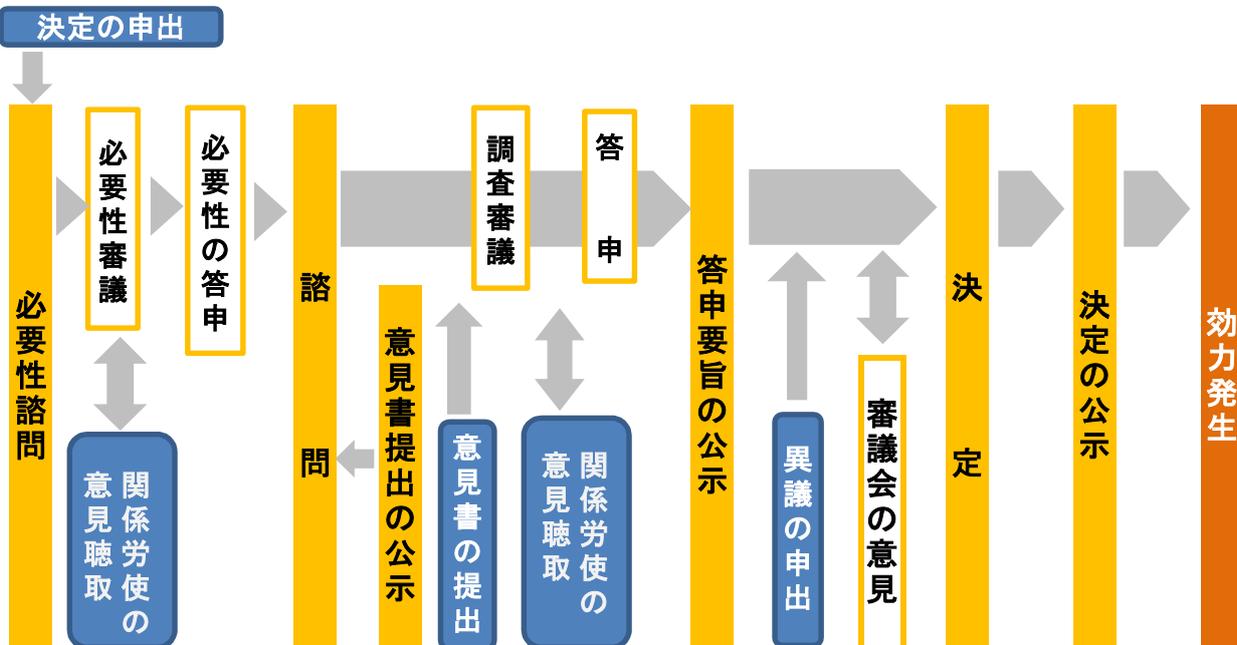
■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

- 特定最低賃金(産業別)は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく特定最低賃金(産業別)



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

都道府県労働局長が行う事項

最低賃金審議会が行う事項

労働者又は使用者が行う事項

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！



最低賃金
ワン・ストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業

(都道府県労働局委託事業)

最低賃金

ワン・ストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

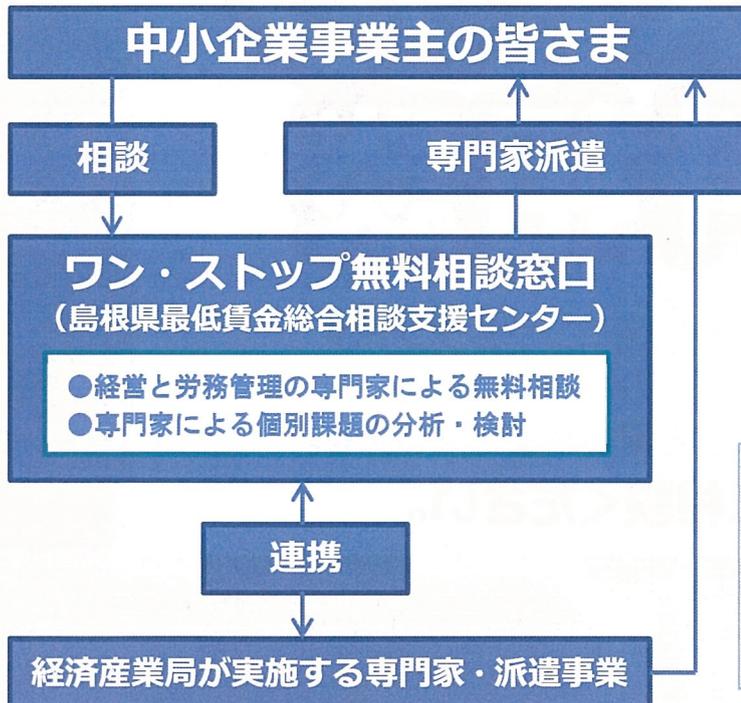
経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 配偶者手当の見直しに係る賃金制度設計のご支援
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

中小企業専門家派遣・相談等支援事業



専門家の
派遣も
無料です！



【本事業に関するお問い合わせ先】

島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841

松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎5階

電話 0852-20-7007

島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886 松江市母衣町 55-4 (一社) 島根県経営者協会内

フリーダイヤル **0120-202-621** ホームページ <http://www.shimanekeikyo.com/>



中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる
5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

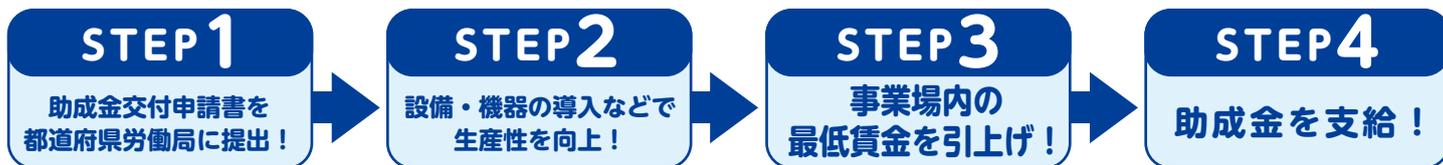


助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 (※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上 1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

選べる
5つの
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>（大企業も同額）、②③：47,500円<60,000円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・ 一般職業訓練（OFF-JT） ・ 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT）	OFF-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 （有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円> (665円<840円>)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 4人～6人： 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人： 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人～6人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人～10人： 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>）加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： 19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 14%以上： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満： 11万4,000円<14万4,000円> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満： 15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

<事業主>

<労働局・ハローワーク>

<ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の
作成・提出

キャリアアップ計画
の作成援助・確認

人材育成コース以外

人材育成コース

訓練計画届
の作成

訓練カリキュラムの
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の
確認

訓練実施に関する
相談・援助

支給申請

支給審査
支給決定

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。